

特別養護老人ホーム北原荘 基本利用料金一覧表「2割負担」 (令和4年10月1日現在)

《従来型個室》

	施設サービス費	日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ、Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅲ	個別機能訓練加算	食費	居住費	日額合計	月額合計(30日分)
要介護1	1,146円	72円	24円	32円	24円	1,445円	1,171円	3,914円	117,420円
要介護2	1,282円	72円	24円	32円	24円	1,445円	1,171円	4,050円	121,500円
要介護3	1,424円	72円	24円	32円	24円	1,445円	1,171円	4,192円	125,760円
要介護4	1,560円	72円	24円	32円	24円	1,445円	1,171円	4,328円	129,840円
要介護5	1,694円	72円	24円	32円	24円	1,445円	1,171円	4,462円	133,860円

- ※1 所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。
- ※2 若年性認知症の方に対して個別の担当者を定めてサービス提供を行った場合には、1日240円加算されます。
- ※3 病院又は診療所への入院を要した場合及び居室において外泊した場合は、1ヶ月に6日を限度として1日につき492円と一覧表中に示した居住費をいただきます。
- ※4 入所した日から起算して30日以内の期間については、60円加算されます。30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も同様です。
- ※5 経管により食事を摂取している方に経口移行計画を作成し、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、計画作成日から180日以内の期間に限り、1日につき56円加算されます。180日を超えた場合でも、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされる方に対しては、引き続き加算されます。
- ※6 摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に経口維持計画を作成し、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、1ヶ月につき800円加算されます。さらに、医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が観察及び会議に加わった場合は1ヶ月につき200円加算されます。6ヶ月を超えた場合でも、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる方に対しては、引き続き加算されます。
- ※7 医師の発行する食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、脂質異常症食、痛風食、及び特別な場合の検査食の提供を行った場合は1食につき12円加算されます。

《多床室》

	施設サービス費	日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ、Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅲ	個別機能訓練加算	食費	居住費	日額合計	月額合計(30日分)
要介護1	1,146円	72円	24円	32円	24円	1,445円	855円	3,598円	107,940円
要介護2	1,282円	72円	24円	32円	24円	1,445円	855円	3,734円	112,020円
要介護3	1,424円	72円	24円	32円	24円	1,445円	855円	3,876円	116,280円
要介護4	1,560円	72円	24円	32円	24円	1,445円	855円	4,012円	120,360円
要介護5	1,694円	72円	24円	32円	24円	1,445円	855円	4,146円	124,380円

- ※8 施設において看取り介護を行った場合、死亡以前31日以上45日以下については144円、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき288円、死亡日の前日及び前々日については1日につき1,360円、死亡日については1日につき2,560円加算されます。
 - ※9 事故の発生または再発を防止するため、外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置して、組織的に安全対策を実施する体制を整備しているため、安全対策体制加算として、入所初日に限り40円加算されます。
 - ※10 LIFEを用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施しているため、科学的介護推進体制加算Ⅱとして、1ヶ月につき¥50加算されます。また、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算Ⅱとして、1ヶ月につき¥40加算されます。
 - ※11 当施設は、国の基準に基づき介護職員等の賃金の改善等を実施しているため、施設サービス費及び各加算については、月ごとに介護職員処遇改善加算として8.3%、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰとして2.7%、介護職員等ベースアップ等が加算されます(上記料金には含まれておりません)。
- 《利用料金の負担軽減について》
- ①施設サービス費等保険給付の対象となる費用は高額介護サービス費の対象となります。
 - ②料金の一部については医療費控除の対象とすることができます。
- 以上はすべて申請が必要となります。